

福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施要領

(通則)

第1条 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の実施については、要綱に基づくほか、要綱第21条の規定に基づき、この実施要領による。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 事業者が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場又は事業の用に供する設備（以下「事業所等」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の特定市町村（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け平成15・01・14財資第1号経済産業大臣通知。以下「国要綱」という。）第3条第1項に定める特定市町村をいう。以下同じ。）の長が推薦したものをいう。

ア 事業所等の新增設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 当該特定市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと

エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 企業立地日 企業立地する場合であって、次に掲げる日とする。

ア 事業者が小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者又は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。）と新たに電気の需給契約を締結する場合にあっては、電気の供給を受けた最初の日（本格稼働前の試運転が行われた場合にあっては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。）

イ 小売電気事業者等と新たに需給契約を締結しない場合にあっては、次のいずれかの日

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力

が増加した日

- (イ) デマンド契約（最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。）を結んでいる場合にあっては、直前の計量日
- (3) 特例増設 事業者が企業立地日の後に行う、事業所等の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、1事業所等につき2度の増設に限る。
 - ア 事業所等の増設に伴い契約電力が増加していること
 - イ 雇用創出効果が3人以上であること
 - ウ 増設に伴い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の価額（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること
 - (ア) 当該増設が所在市町村（国要綱第3条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、250万円
 - (イ) 当該増設が隣接市町村等（国要綱第3条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、500万円
 - エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
 - (ア) 製造業に属する事業
 - (イ) 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 - (ウ) 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの
- (4) 特例増設日 特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。
 - ア 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
 - イ デマンド契約を結んでいる場合にあっては、直前の計量日
- (5) 雇用創出効果
 - 第5条の交付の申請が行われた日が属する半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った事業者が事業所等の所在する市町村内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所等が所在市町村又は隣接市町村等から同一都道府県内の他の隣接市町村等に移転する場合においては、旧事業所等において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。
 - ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数
 - イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日か

ら当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

（補助対象経費）

第3条 要綱第2条第1号に規定する事業費は、特定市町村の区域内における企業立地支援のため、要綱第1条の規定による知事が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者（以下「補助事業者」という。）が事業者の申請に基づいて行う当該事業者に対して給付する電力給付金（当該事業者が支払う電気料金を基に当該補助事業者が第6条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）及び特例給付金（雇用創出効果を基に補助事業者が第8条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）（電力給付金と特例給付金をあわせて、以下「給付金」と総称する。）の交付に要する経費とする。

2 要綱第2条第2号に規定する一般事務費は、補助事業者が前項に掲げる給付金の交付を行うための経費のうち、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、前項の事務費に相当する額の2.75パーセントに当たる金額（円未満は切捨てる。）を限度額とする。

- (1) 人件費
- (2) 印刷製本費
- (3) 旅費
- (4) 通信運搬費
- (5) 消耗品費
- (6) 雑費
- (7) 賃借料
- (8) 一般管理費（第1号から第7号までに掲げる費用の合計額の10パーセント以内とする。）

3 前項ただし書の規定にかかわらず、前項ただし書の規定により算出した金額が次表の左欄に掲げる区分ごとに、同表右欄に掲げる金額を下回る場合には、同表右欄に掲げる金額を限度額とする。

給付金交付対象企業	限度額
給付金交付対象企業に、新たに給付金の交付を開始する企業が含まれる場合（新規企業を含む場合）	100,000円
給付金交付対象企業に、新たに給付金の交付を開始する企業が含まれない場合（継続企業のみの場合）	85,000円

（交付の対象）

第4条 給付金の交付の対象は、特定市町村の区域内において行われている事業であって、雇

用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、事業者が次の各号に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付対象としない。

(1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

（交付の申請）

第5条 事業者は、一の半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。）における給付金の交付を受けようとするときは、必要事項を記載した書類を補助事業者が定める申請期間内に提出するものとする。ただし、企業立地又は特例増設の初回の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期に行われるものとする。

2 一の事業者に対する給付金の交付の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間に限り、申請をすることができるものとする。

（電力給付金の額の算定）

第6条 一の事業者に対する一の半期における電力給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - (b + b')) \times c \times d$$

aは、別表1の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額（旧特定市町村ではない隣接市町村等の区域内において企業立地が行われている場合においては第3欄に掲げる金額。以下同じ。）とする（第9条において同じ。）。

bは、原則として、別表2の第1欄に掲げる市町村の区分に応じ、第2欄に掲げる金額とする（第9条において同じ。）。

b'は、県又は特定市町村が電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。）第3条第1項第11号の給付金加算等措置を行っている場合の第5条の申請日の属する半期の前半期の属する年度に実施した当該措置に係る1キロワット当たりの金額とする（第9条において同じ。）。

cは、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の契約電力（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。）の平均契約電力（以下単に「平均契約電力」という。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力（第9条において同じ。契約電力が別表3の第1欄に掲げる雇用創出効果に応じた第2欄に掲げる契約電力を超える場合にあっては、第2欄に掲げる数とする。）とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間
企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設

日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

d は、一の半期における実支払電気料金の支払回数（以下「電気料金支払月数」という。

）とする（第9条において同じ。）。

2 前項により算定して得た金額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特例給付金の対象）

第7条 特例給付金の交付の対象は電力給付金の交付の対象であって、企業立地日又は特例増設日が平成20年4月1日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

（1）企業立地日及び特例増設日の属する半期（特に認める場合にあっては、この限りではない。）の投資額が次の各号に掲げる金額以上であること。

ア 当該投資が所在市町村（国要綱第3条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、500万円（増設の場合にあっては、250万円）

イ 当該投資が隣接市町村等（国要綱第3条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、1,000万円（増設の場合にあっては、500万円）

（2）次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

ア 製造業に属する事業

イ 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

（特例給付金の算定）

第8条 一の事業者に対する一の半期における特例給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$e \times f$$

e は、別表4の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる金額とする。

f は、雇用創出効果とする。

（交付額）

第9条 一の事業者に対する一の半期における給付金の交付額は、次の各号に掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。ただし、国要領第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

（1） 電力給付金の算定額に特例給付金の算定額を加えた金額

(2) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$g \times h - (c' \times (b + b')) \times d$$

g は、当該半期における実支払電気料金（別表 1 の注 1 において算定される額。）

h は、別表 5 の第 1 欄に掲げる地域に応じた第 2 欄の係数

c' は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の平均契約電力（電源立地地域対策交付金交付規則（平成 28 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する特別単価が適用される市町村に企業立地する事業者にあつては、5,000 キロワットとする。ただし、特別単価が適用される市町村について、契約電力が 5,000 キロワットを超える電力需要家に関し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数字を乗じて得た金額が特別単価に 5,000 を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあってはこの限りでない。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間
企業立地日の属する月の前 1 年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前 1 年間の平均契約電力及び企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降 13 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前 1 年間の平均契約電力

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$c \times (a \times i - (b + b')) \times d$$

i は、別表 6 の第 1 欄に掲げる地域に応じ、第 2 欄に掲げる係数とする。

(交付の特例)

第 10 条 二以上の中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が共同して行う企業立地（当該中小企業者の雇用創出効果がそれぞれ 3 人未満である場合に限る。）であつて、雇用創出効果の合計が 3 人以上 20 人未満であるときは、それぞれ一の中小企業者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第 6 条に規定する c は 1,500 キロワットを限度とする。

2 二以上の事業者が同一の工業団地内、敷地内又は事業所等内において行う企業立地（雇用創出効果の合計が 3 人以上である場合に限る。）の場合であつて、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第 6 条に規定する c は、

共同して電気の供給を受けた契約電力とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、企業立地支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年3月14日から施行し、平成14年度予算から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度予算から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算から適用する。
2. 改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（20130328 財資第35号。以下「改正後国要綱」という。）附則3により特定市町村とみなされる市町村においては、企業立地日又は特例増設日が平成25年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する。
3. 改正後国要綱附則4により改正前の国要綱第3条2項ただし書による特定市町村（旧特定市町村ではない隣接市町村等に限る。）とみなされる市町村においては、企業立地日又は特例増設日が平成25年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する。

附 則

1. この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度予算から適用する。
2. 改正後の第2条（1）の規定は、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業について適用する。

附 則

1. この要領は、平成28年4月1日から施行する。
2. 改正後の第2条（2）、第6条及び第10条第2項の規定並びに別表1に係る改正は、平成28年4月1日以降の電気の需給契約から適用し、平成28年3月31日以前の電気の需給契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和元年11月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
2. 改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（20191105財資第4号）附則6により特定市町村とみなされる市町村においては、企業立地日が令和7年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する（特例増設に係るものを除く。）。

附 則

この要領は、令和4年3月3日から施行し、令和4年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和5年12月22日から施行する。
2. 令和6年1月1日から令和6年1月15日までの交付の申請に係る給付金の交付額については、第9条ただし書の規定は、適用しない。

(別表 1)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
～ 1, 500 円未満	600 円	300 円
1, 500 円以上 1, 600 円未満	640 円	320 円
1, 600 円以上 1, 700 円未満	680 円	340 円
1, 700 円以上 1, 800 円未満	720 円	360 円
1, 800 円以上 1, 900 円未満	760 円	380 円
以降 100 円刻み	以降 40 円刻み	以降 20 円刻み

第 1 欄の金額：一の半期における実支払電気料金 ÷ (契約電力×一の半期における電気料金支払月数)

(注) 1. 一の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の実支払電気料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間 企業立地日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を経過した後の期間 特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額及び企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の実支払電気料金の中で最も金額の大きい支払電気料金の額。ただし、企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降 13 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

2. 最初の給付金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額及び支払回数とする。

(別表 2)

第 1 欄	第 2 欄
規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 4 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 5 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する市町村	同号に規定する β の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 5 号に規定する市町村	同号に規定する γ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 6 号に規定する市町村	同号に規定する δ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 7 号に規定する市町村	同号に規定する ε の金額を 2 で除した金額

- (注) 1. 第 2 欄は、申請日の属する半期の前半期の属する年度の金額とする。
 2. 第 2 欄の金額に端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

(別表 3)

第 1 欄	第 2 欄
3 人以上 20 人未満	1, 500 キロワット
20 人以上	2, 500 キロワット

(別表 4)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	300 千円
隣接市町村等	150 千円

(別表 5)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	1
旧特定市町村である隣接市町村等	0.75
旧特定市町村ではない隣接市町村等	0.5

(別表 6)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	2
旧特定市町村である隣接市町村等	1 . 5
旧特定市町村ではない隣接市町村等	2